

横瀬町きずなねっと登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、地域づくり活動を行う団体等（以下「団体等」という。）の登録制度を設け、目的や活動状況等の情報提供を行うことにより、町民に対して団体等への加入、団体等の情報交換及び交流等を促進し、町民相互の絆を深めるとともに、町民と町の協働によるまちづくりの実現を目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「団体等」とは、次の各号のいずれにも該当する活動を行う個人又は2人以上で組織している団体をいう。

- (1) 自主的かつ自立的な活動であること。
- (2) 主に町内を活動の拠点とし、その活動の利益が専ら特定の個人又は法人その他の団体のためでなく、不特定かつ多数の者の利益に資するための活動又は地域性若しくは公益性の強い団体が無償で行う活動であること。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としない活動であること。

(登録等)

第3条 登録を受けようとする団体等は、横瀬町きずなねっと登録制度（登録・変更等）申請書（様式。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。登録した事項に変更があったとき又は登録を解除するときも、同様とする。

2 町長は、登録した団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 団体等と認められないとき。
- (2) 活動等に対し、町に対して苦情が多いと認められたとき。

3 町長は、第1項により登録を解除したとき又は前項により登録を取り消したときは、当該登録した団体等の登録を抹消するものとする。

(登録簿)

第4条 町長は、第3条による申請書を登録簿として保管する。

(情報の公開)

第5条 町長は、申請書により登録した情報のうち、公開に同意しない部分を除いた内容を公開するものとする。

附 則

この告示は、平成21年1月5日から施行する。